

公明党

東日本大震災復興加速化本部

本部長 赤羽 一嘉 様

双葉町の復興等  
に向けた重点要望について  
(要望書)

令和6年4月7日

双葉町長 伊澤 史朗

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から13年が経過しました。

原子力災害は未だ収束しておらず、帰還困難区域で生活を営んでいた住民は、故郷への帰還もできぬまま、辛く苦しい避難生活を続けています。

帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、除染・解体をはじめとする避難指示解除への取組が進み、全ての町村で避難指示の解除が実現しました。

一方、拠点区域外については、2021年8月に「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」との政府方針が示され、また2023年6月には、福島復興再生特別措置法の改正により、拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。

しかし、帰還意向による避難指示解除は、我々が求める全面解除には遠く及ばず、解除されるエリアが小さくなること、ひいては住民同士の更なる分断を生むことにつながりかねません。

また、長い避難生活によって帰還することができない方の土地・家屋等についての課題は残されたままとなっており、帰還困難区域を抱える町村の真の復興には、まだまだ長く険しい道のりが続きます。

国の責務として、帰還困難区域の全ての避難指示解除に向けて、我々の実態に寄り添い、総力を挙げて対応いただくよう、次のとおり要望いたします。

帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域復興再生計画に含まれなかった区域（以下「拠点区域外」という）について

## 《重点要望》

### （１）拠点区域外の避難指示解除に向けた取組の実施

拠点区域外への帰還・居住に向けて、「２０２０年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」と示した国は、避難生活が１０年以上続いている住民が帰還したいと思うことができるように、丁寧かつ迅速に最大限意向をくみ取り、「特定帰還居住区域復興再生計画」の認定を速やかに行い、認定後は遅滞なく除染に着手すること。

なお、「特定帰還居住区域」の設定の前提となる「生活に必要なとされる範囲」については、帰還する住民の意向を反映し、幅広く捉えるとともに、対象となる区域には放射線量が高い区域が含まれることが予想されることから、帰還した住民が安全・安心な生活ができるように、十分な除染を実施すること。

また、政府方針にある「住民の居住・生活に必要なインフラの整備」を進めるため、道路等の修繕・整備や生活用水の確保等に必要な財源を確保すること。

## 《重点要望》

### （２）残された土地・家屋に対する方針の明示

政府方針が示されていない、帰還意向のない土地・家屋については、荒廃が進んでおり、火災が発生する恐れがあるなど、現状のまま放置することは大変危険であり、所有者からは「自宅が朽ちていく様を見ていられないので解体してほしい」、「いつまで除染を待てばよいのか」等、悲痛な声が寄せられている。また、今後、特定帰還居住区域の避難指示が解除されることになるが、

近隣に荒廃した土地・家屋が残されることで、帰還した方の安全・安心な生活の妨げになることが想定される。

長期避難を強いられ、すぐには帰還意向を示すことができない住民の土地・家屋について、速やかに方針を示すこと。

また、政府方針では、「営農については、帰還意向と併せて住民の意向を確認し、地元自治体とも協議しながら必要な対応を進める。」とされている。拠点区域外には営農を生業としていた区域住民がおり、営農再開を目的として帰還したい住民や、生きがいのための農業再開を目指す住民も少なからずいることから、そのような農地の利活用に向けた具体的な方針を示すこと。

なお、政府方針が示されていない、既に避難指示が解除された区域の住民等が所有する拠点区域外の農地の取扱いについても、並行して議論を進め、方針を示すこと。

## 《重点要望》

### (3) 住民への生活支援の継続

方針に基づく拠点区域外の除染開始のためには丁寧な住民意向の把握が不可欠であり、除染・避難指示解除には年月を要することが予想される。

また、避難指示が解除された特定復興再生拠点区域においても、長期間の避難生活によって、すぐには帰還できないため二地域居住等を選択する住民は多い。

ふるさとを守るために更なる負担を強いられている住民のため、復興・再生を実現するまで、支援策を継続すること。

以上